②　機構集積協力金（個人タイプ）について【経営転換協力金】

（静岡県経済産業部農業振興課）

1　概要

農地中間管理事業により担い手への農地集積に協力する者に対して、個人タイプの機構集積協力金（経営転換協力金）が交付されます。

2　要件・交付単価等

項目	内容
交付対象者	①**農業部門の減少により経営転換する**農業者 ②**リタイアする**農業者　③農地の相続人（自らは農業を行わない者）
交付要件	・農地中間管理機構に全ての自作地を**10年以上貸し付ける**こと ※1　けい畔を除く面積が10a未満までの農地は自留地として耕作が可能 ※2　複数の農業部門を経営していた場合、撤退する農業部門以外の農業部門については、耕作・経営継続可能。 ※3　リタイアする農業者及び相続人については、交付前に利用権設定を受けている農地及び特定農作業受託に基づき耕作している農地の解約が必要 **・機構に貸し付けた自作地が自分以外の担い手に貸し付けられること** ・以下の事項を交付決定後10年間行わないこと 廃止部門の経営（リタイアした場合は農業経営）を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託
交付単価	0.5ha以下　　：30万円/戸 0.5ha超2.0ha以下　：50万円/戸 2.0ha超　　：70万円/戸
提出書類	出し手→市町：経営転換協力金交付申請書（農地集積・集約化対策事業実施要綱別記2様式第1，2号） ①農業部門の減少による経営転換の場合：別記2様式第1号 ②リタイアする農業者／相続人の場合：別記2様式第2号 **※平成27年3月10日（火）までに申請農地の属する市町担当課へ提出してください**

※　自作地とは、機構に貸し付けた日の1年前の時点から所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（農作業の委託、特定農作業委託により管理していた農地を含む）のこと。

※　遊休農地所有者は、交付対象外となります。

※　交付単価は、交付対象農地のけい畔を含んだ面積で算出すること。

【交付対象者のイメージ】

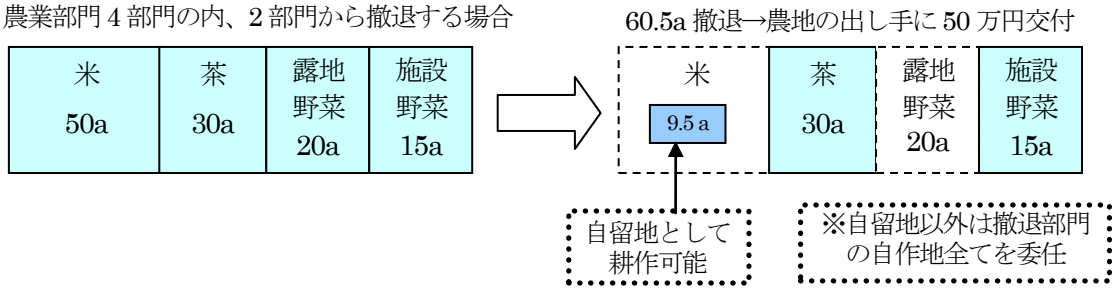

【問い合わせ先】

詳しくは、静岡県経済産業部農業振興課、各農林事務所企画経営課、静岡県農業振興公社、各市町農業担当課へお問合せ願います。